建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

開　催　ご　案　内

静岡労働局長登録番号　第１号

（登録有効期間満了日 令和９年２月１４日）

主 催　建 設 業 労 働 災 害 防 止 協 会 静 岡 県 支 部

〒420-0851　静岡市葵区黒金町 11-7　大樹生命静岡駅前ビル 12 階

ＴＥＬ（054）255－1080　ＦＡＸ（054）272－6034

http://www.kensaibou-shizuoka.jp

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和２年７月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました（石綿則第３条、関係告示)。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。

なお、施行は令和５年１０月１日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

記

１．講習開催日及び会場

⑴日程は別途送付の「建築物石綿含有建材調査者講習開催のご案内」又は、当支部のホームページをご覧ください。

⑵講習開始は両日とも８：５０からのため１０分前までに集合してください。

※当支部では、人数が集まれば「出張講習」も行いますので、お問い合わせください。

(令和７年６月～)

２．講習の科目及び時間

一日目	1 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1	1 時間
	2 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2	1 時間
	3 石綿含有建材の建築図面調査	4 時間
二日目	4 現地調査の実際と留意点	4 時間
	5 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1 時間
	小　計	11 時間
	修了考査(筆記試験)	1.5 時間
合　計		12.5 時間

３．受　講　資　格

（１）から（12）のいずれかに該当する者

受講資格番号	受　講　資　格	添付書類等
⑴	労働安全衛生法別表第１８第２３号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	修了証の写し
⑵	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して２年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書及び受講申込書の【実務証明欄】に記載
⑶	学校教育法による短期大学（修業年限が３年であるものに限り、同法による専門職大学の３年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。⑷において同じ。）、建築に関して３年以上の実務の経験を有する者	
⑷	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して４年以上の実務の経験を有する者（⑶に該当する者を除く。）	
⑸	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して７年以上の実務の経験を有する者	
⑹	建築に関して１１年以上の実務の経験を有する者	受講申込書の【実務証明欄】に記載
⑺	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成１７年法律第 108 号）による改正前の労働安全衛生法別表第１８第２２号に掲げる特定化学	左記技能講習修了証写し及び受講申込書

	物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して５年以上の実務の経験を有する者	の【実務証明欄】に記載
⑻	建築行政に関して２年以上の実務の経験を有する者	受講申込書の【実務証明欄】に記載
⑼	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して２年以上の実務の経験を有する者	
⑽	労働安全衛生法第９３条第１項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	
⑾	労働基準監督官として２年以上その職務に従事した経験を有する者	
⑿	**第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して５年以上の実務経験を有する者**	左記に示す登録証の写し及び受講申込書の【実務証明欄】に記載

４．講　習　会　費　（消費税１０％込み）

	受講料	テキスト代	昼食代	合計（消費税込）
全コース	41,800 円	5,170 円	1,848 円	**48,818 円**

※建災防静岡県支部会員につきましては、テキスト代(1,000 円)を補助します。

５．受講申込手続

(1) 日程を確認のうえ、電話でご予約ください。

(2) 受講申込書(Ａ４版)及び受講票に必要事項を記入し、写真（2 枚）を貼付して、予約後１０日以内に建災防支部に申込書の送付及び講習会費の送金をしてください。

(3) 写真は無帽・正面・無背景で胸から上が写っている申請日６ヶ月以内に撮影したもの。

※サイズは縦３㎝×横２．５㎝。カラーコピー等によるものは使用できません。

(4) 本人確認のため、イ・ロ・ハのいずれかのコピーを受講申込書に添付してください。

※お預かりした証明の写しは当支部で責任をもって管理します。

イ	写真付きの公的なもの いずれか１点	自動車運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)の表面 在留カード等
ロ	写真の無い公的なもの ①②より各１点	①住民票または国民健康保険証 ②国民健康保険証以外の健康保険証または年金手帳
ハ	①公的なもの ②写真付きのもの 各１点	①住民票または国民健康保険証 ②建災防静岡県支部が発行した技能講習等修了証(写真付) 　または公的機関が発行した資格証明書(写真付)

(令和７年６月～)

(5) 外国人労働者の方は「在留カードに記載されている氏名」を受講申込書の氏名欄に記入していただきますので、在留カードのコピーを申込書に必ず添付してください。

(6) ３の受講資格で示したとおり、受講及び受講科目の一部免除についてはそれぞれ資格が必要ですので、それぞれ資格を証明する書類（実務証明書、卒業証明書のコピー、修了証・免許証等のコピー）を必ず受講申込書に添付してください。

(7) 修了証に旧姓又は通称の記載をご希望の場合、氏名欄の氏名の後ろに( )付でご記入ください。

(8) 受講票は、講習会費納入の確認が出来次第発行します。

(9) 定員の都合により希望日に受講できない場合があります。又、受講希望者が少ない場合には講習を開催できない場合もありますので、予めご了承ください。

(10) やむを得ない理由により受講できなくなった場合には、指定受講日の１０日前までに申し出てください。以後の取り消しについては受講料の返還はできませんのでご了承ください。

６．受講料の支払

銀行振込み又は、現金書留で送金してください。

振込みの場合は下記口座にお願いします。

三井住友信託銀行　　静岡支店　　普通預金　№7519901

静　岡　銀　行　　呉服町支店　　普通預金　№1095374

注－１　名義人は、**建設業労働災害防止協会静岡県支部**(**ケンセツギョウロウドウサイガイボウシキョウカイシズオカケンシブ**)又は略称　建災防静岡県支部（ケンサイボウシズオカケンシブ）

注－２　指定の振込用紙はありませんので、銀行備え付けのものをご使用ください。
領収証は受講票と併せて送付させていただきます。

７．そ　の　他

(1) 当日は受講票・筆記用具を持参してください。

(2) テキストは講習当日、会場でお渡しします。

(3) 遅刻、早退等により規定の時間数を受講しない場合には失格となり、修了試験を受けることができません。

(4) 受講票は全講習が終了するまで汚損紛失しないようお気を付けください。

(5) 修了証は修了試験合格者に交付します。

(6) 修了証の交付は、講習終了後３週間以内に所属事業所若しくは団体あてに郵送等で行います。

(7) 修了考査に不合格の場合は１カ月以内に再修了考査を実施いたします。
不正行為によって、不合格となった者は除きます。

(8) 再修了考査の受験料は、6,000 円(消費税込)です。

(9) 石綿作業主任者技能講習を修了した方も全コースを受講していただき、修了考査(筆記試験)は全科目を受験していただきます。